

令和2年度 保育所等入所のご案内

令和2年4月から新たに入所を希望するお子さんの教育・保育給付認定・利用申込みの受け付けを開始します。現在利用中の方には、施設を通して継続利用についてご案内します。

教育・保育給付認定について

保育園、幼稚園、認定こども園などの利用を希望する保護者の方には、教育・保育給付の認定を受けていただきます。

右表の3つの区分に応じて、施設などの利用先が決まります。

認定区分	対象	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園 小規模保育施設など

※2号認定・3号認定の場合、保育を必要とする理由などにより「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに区分されます。

保育を必要とする主な理由 ※月48時間以上就労している ※妊娠中・出産後間もない ※疾病・心身に障がいがある
※同居または長期入院している親族の介護・看護をしている など



入所の申込方法

●必要書類

- ①教育・保育給付認定申請書兼入所申込書
- ②保育の必要性を証明する書類（就労証明書など）
- ③利用者負担額（保育料）を決定するために必要な書類
※平成31年1月2日以降に平川市に転入された方は、申込書へ個人番号の記入または前住所地の市町村が発行する「平成31年度（平成30年分）所得課税証明書」を添付してください。

●受付期限／令和2年1月31日(金)

●受付時間／8:15～17:00

※年末年始(12月28日～1月5日)、土、日、祝日を除きます。
※受付期間終了後は、定員に空きのある施設のみとなりますので早めにお申し込みください。

●受付場所

- ・子育て健康課子ども支援係（健康センター内）
- ・尾上・碓ヶ関総合支所（公民館）市民生活課市民係

※幼稚園、認定こども園（1号認定）については、直接施設へお申し込みください。

●利用者負担（保育料）について

10月から始まった幼児教育・保育の無償化の対象とならない方の利用者負担（保育料）は、入所する子どもと同一世帯に属し、生計を一にする父母の市民税額の合計で決定されます。ただし、家計の中心者が父母以外（祖父母など）の場合は、その方の市民税額も合算します。

●入所の決定について

受付期間終了後に入所の決定を行い、申し込みが多数の場合、選考基準により優先度の高い子どもから入園を決定します。

●入所のしおり、申請書類の配布について

入所のしおり、申請書類は子育て健康課子ども支援係、尾上・碓ヶ関総合支所（公民館）市民生活課市民係、市内保育施設で配布しております。

詳しくは、「入所のしおり」をご確認いただくか、子育て健康課子ども支援係までお問い合わせください。

●問合せ／子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111（内線1151・1152）

平川市成人式を開催します

市では新成人を祝うとともに、郷土の素晴らしさを認識する機会とするため、令和元年度の成人式を開催します。新成人の皆さん、仲間同士お誘い合わせの上、ぜひご出席ください。

●開催日／令和2年1月12日(日)

●場所／文化センター 文化ホール

●スケジュール

- ・受付…12時
- ・記念撮影…13時
- ・式典…14時

※式典後にアトラクションがあります。



●対象／平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方

※学校や仕事の関係などで、現在市外に住んでいる方も出席できます。

●案内状について／お住まいの住所あてに12月上旬までに案内状を送付します。お手元に届かない場合はお問い合わせください。

●問合せ／生涯学習課
社会教育係 ☎44-1221



祝成人

令和2年度 子育てのための施設等利用給付のご案内

令和2年4月から子育てのための施設等利用給付を希望するお子さんの給付認定申請の受け付けを開始します。現在認定中の方には、施設を通して継続認定についてご案内します。

給付認定について

【預かり保育を利用するお子さん】

○対象

幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用している児童

○利用料

利用日数に応じて、月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

- 注意事項**／無償化の対象となるためには、現在利用している施設（令和2年4月から利用を希望する施設を含む）を通して、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

【認可外保育施設などを利用するお子さん】

○対象

認可保育所、認定こども園などを利用できていない3歳から5歳までの児童

○対象施設・事業

県に届け出をした認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業など

- 利用料**／月額37,000円まで無償化されます。

- 注意事項**／無償化の対象となるためには、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。通園送迎費や行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

認定の申込方法

●必要書類

- ①子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書
 - ②保育の必要性を証明する書類（就労証明書など）
 - ③保育所等利用申込等の不実施に係る理由書
- ※③は認可外保育施設などを利用する子どもの申請のみ必要となります。

- 受付期限**／令和2年1月31日（金）

- 受付時間**／8：15～17：00

※年末年始（12月28日～1月5日）、土、日、祝日を除きます。

- 受付場所**／利用施設によって受付場所が異なります。

- 幼稚園、認定こども園（教育部分）の預かり保育を利用する場合 → 施設へ直接提出ください。

- 認可外保育施設などを利用する場合 → 子育て健康課子ども支援係（健康センター内）、尾上・碓ヶ関総合支所（公民館）市民生活課市民係

●施設等利用給付のしおり、申請書類の配布について

子育て健康課子ども支援係、尾上・碓ヶ関総合支所（公民館）市民生活課市民係、市内保育施設で配布しております。



詳しくは、「施設等利用給付のしおり」をご確認いただくか、子育て健康課子ども支援係までお問い合わせください。

- 問合せ／子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111（内線1151・1152）



インフルエンザ予防接種のお知らせ

平川診療所・碓ヶ関診療所・葛川診療所ではインフルエンザ予防接種を実施しています。

	平川診療所	碓ヶ関診療所	葛川診療所
実施期間	11月1日(金)～12月27日(金)	11月1日(金)～12月27日(金)	11月7日(木)～12月26日(木)
実施日	月～木曜日の午前のみ・金曜日の午後のみ	月～金曜日	月・木曜日の午後のみ
対象者	中学生以上の方	高校生以上の方	高校生以上の方
受付時間	8：30～11：00	8：30～11：30	13：00～15：00
	13：45～16：30	13：00～17：00	

料 金 3,500円 ※65歳以上の市民は1,500円の窓口負担となります。

※休日を除きます。 ※ワクチンが無くなり次第、実施期間内でも終了します。

※本人確認のため、保険証または免許証をお持ちください。



- 問合せ／平川診療所 ☎44-3101 碓ヶ関診療所 ☎45-2780 葛川診療所 ☎55-2404

災害時に支援が 必要な方の名簿を 作成しています



災害時に自力で避難することが困難な在宅の一人暮らし高齢者や障がい者などに関する情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、地域支援を行う関係機関（委員）へ事前に提供することにより、いざという時に備えてもらう取り組みを行っています。

この名簿を提供することに同意し、登録を希望する方は、名簿登録申請をお願いします。

対象となる方

下記の要件のうち、いずれかに該当する方が対象となります。

- ① 65歳以上で一人暮らしおよび高齢者のみの世帯
- ② 身体障害者障害程度等級1～3級の方
- ③ 療育（愛護）手帳判定基準の障害判定A判定の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の障害等級1、2級の方
- ⑤ 介護保険の要介護認定3～5の方
- ⑥ その他支援を必要とする方（難病や歩行困難な方など）

地域支援を行う関係機関（委員）へ提供する情報

- ◎氏名、住所、生年月日、性別、電話番号
- ◎避難支援などを必要とする理由 ◎かかりつけ医療機関
- ◎担当民生委員・児童委員に関する情報
- ◎緊急連絡先に関する情報 ◎地域支援者に関する情報

名簿の提供先

自主防災組織（自主防災組織がない場合は町会）、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署

申請受付（随時受付しています）

下記の受付窓口に登録申請書類がありますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

なお、代理人による申請も可能です。

- ▷福祉課 福祉総務係（健康センター内）
- ▷尾上総合支所市民生活課 市民係
- ▷碓ヶ関総合支所（公民館）市民生活課 市民係
- ▷葛川支所

※以前に申請書を提出した方で登録内容に変更がある方は、その内容をおしらせください。

ご注意ください

災害発生時の避難支援については、地域支援を行う関係機関（委員）が可能な範囲で活動を行っていただくものであり、名簿に登録することで、災害時の支援が保障されるものではありません。

●問合せ／福祉課 福祉総務係 ☎44-1111（内線1164）

事業者の皆さまへ

令和2年度（令和元年年分）

給与支払報告書の提出について

＼給与支払報告書にはマイナンバーの記入が必要です／

令和元年中に給与・賃金など（パート・アルバイト、専従者給与を含む）を支払った事業主は、令和2年1月1日現在で平川市に住んでいるすべての受給者の給与支払報告書を提出していただく必要があります（地方税法第317条の6）。

また、支払金額が30万円以下の退職者についても、公平・適正課税の観点から提出にご協力ください。

令和2年度（令和元年年分）給与支払報告書の様式については、税務課窓口において配布しています。総務省ホームページよりダウンロードすることもできますのでご利用ください。

給与支払報告書は、給与所得者の市・県民税を決定する重要な資料となりますので、期限までに必ず提出をお願いします。

提出期限：令和2年1月31日（金）

提出場所：本庁舎2階 税務課住民税係

市民の皆さまへ

令和2年度（令和元年年分）

市民税・県民税の申告相談について

令和元年年分の市民税・県民税（兼国民健康保険税）の申告相談および確定申告相談については、市民の皆さまからのご要望などに配慮し、以下により実施します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

詳しい日程などについては、広報12・1月号にておしらせします。

指定地域	日程	場所
碓ヶ関地域	令和2年2月3日（月） ～2月5日（水）	碓ヶ関総合支所 （公民館）
尾上地域	令和2年2月6日（木） ～2月17日（月）	尾上総合支所
平賀地域 （東部地区）	令和2年2月18日（火）	葛川支所
平賀地域	令和2年2月19日（水） ～3月6日（金）	本庁舎
市内全域	令和2年3月9日（月） ～3月16日（月）	本庁舎

※土・日曜日、祝日の申告相談は受け付けしておりませんのでご了承ください。

●問合せ／税務課 住民税係 ☎44-1111（内線1241・1242・1243）